

「足立区施設の受動喫煙防止対策のための基本指針（ガイドライン）と矛盾している、
禁煙特定区域内の喫煙所の全廃を求める陳情」が審査されたときの、
足立区議会区民委員会の議事録

2011年11月12日

「足立区施設の受動喫煙防止対策のための基本指針（ガイドライン）と矛盾している、
禁煙特定区域内の喫煙所の全廃を求める陳情」が審査されたときの、
足立区議会区民委員会の議事録

日時 2011年8月16日（火曜日）13時30分～14時30分
場所 足立区議会第3委員会室（足立区役所中央本町本庁舎南館7階）
出席議員（順不同、敬称略。カッコ内は所属会派）
藤沼壮次、渡辺ひであき（以上自民）
くばた美幸（公明）
針谷みきお（共産）
へんみ圭三（民主）
議事進行（委員長） きじまてるい（公明）
副議長 たきがみ明（公明）
執行機関側の説明委員
区民部長 日比谷松夫
区民課長 和泉恭正

委員長 次に、受理番号20「足立区施設の受動喫煙防止対策のための基本指針と矛盾している、禁煙特定区域内の喫煙所の全廃を求める陳情」を単独議題といたします。
初めに、新規付託のために執行機関の説明をお願いいたします。
区民部長 それでは、陳情説明資料の1ページをお開きください。
件名は、受理番号20「足立区施設の受動喫煙防止対策のための基本指針と矛盾している、禁煙特定区域内の喫煙所の全廃を求める陳情」でございます。
陳情の要旨は、足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例の第10条第2項から、「ただし、区長が指定した場所においては、この限りでない。」の文言を、第14条第2項から「（区長が指定した場所において喫煙をした者は除く。）」の文言をそれぞれ削除する、本条例の改正を行うこと。
2点目が、以下の2項目を速やかに実行するよう区に働き掛けること。
1点目が、北千住・綾瀬・西新井・竹ノ塚の各駅周辺の禁煙特定区域内に設置されている指定喫煙場所を全廃すること。
2点目が、本条例の所管部署を、区民部から衛生部へ移管することでございます。
陳情者住所等は、請願文書表のとおりでございます。
次、内容及び経過でございますが、まず、指定喫煙場所の経過でございます。
指定喫煙場所を禁煙特定区域の指定に合わせ平成18年10月に北千住駅、平成21年10月に綾瀬駅、平成22年11月に西新井駅及び竹ノ塚駅にそれぞれ2カ所ずつ設置いたしました。
更に、北千住駅につきましては、平成21年10月にベデストリアンデッキ上に設置し、供用を開始したところでございます。
指定喫煙場所を設けることにつきましては、地元地域代表者、区議会、各関係機関等の意見等を踏まえ、通行や受動喫煙等を考慮しながら、駅近辺の適当な場所に設置することを各方面と調整してまいりました。喫煙場所につきましては、区有地や公有地及び東武鉄道株式会社所有地を無償で借受けて設置しております。
指定喫煙場所への灰皿の提供及び設置工事、喫煙場所周囲の植栽等の環境整備につつま

「足立区施設の受動喫煙防止対策のための基本指針（ガイドライン）と矛盾している、
禁煙特定区域内の喫煙所の全廃を求める陳情」が審査されたときの、
足立区議会区民委員会の議事録

しては、日本たばこ産業株式会社の協力を得て行いました。また、清掃等の維持管理につきましても、同社の協力を得て行っているところでございます。

北千住駅の指定喫煙場所につきましては、前回陳情があった後も改良を加えまして、植栽の密度を上げるなどの対策を講じてまいりました。

2番の喫煙特定区域内の罰則適用件数でございますが、平成23年3月末現在で罰則適用件数は延べ6532件となっております。指定喫煙場所を設置することで喫煙者に対する啓発指導と、禁煙特定区域内での喫煙禁止の実効性を上げることにつながり、マネーアップの点でも効果を発揮しているところでございます。

3番目が、指定喫煙場所の位置付けでございますが、禁煙特定区域内の喫煙場所は、ガイドラインの「4 対象となる施設」で「ただし、区道及び区道に準じた駅前広場等は別に定める」と規定しておるところでございます。

また、「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」第14条（罰則）で「区長が指定した場所において喫煙した者は除く。」と規定しているところでございます。

なお、当該陳情者から所管部の移管を除き、本件とほぼ同様の趣旨で4回の陳情有り、今回で5回目となるところでございますが、過去4回とも不採択となっているところでございます。

私からは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

何か質疑ございますか。

針谷委員 1点だけ。

これ健康のためということで陳情者は言っているのかなと思うのですが、2005年の12月に子どものための無煙社会推進宣言というのを日本小児科学会というところがやっているのですけれども、これでいわゆる子どもの喫煙は健康に良くないというような趣旨の意見みたいのが出されているのかなと思うのですが、それについては区の方は承知しているでしょうか。

区民課長 申しわけありません。区民課では承知していません。

針谷委員 衛生部はいないんだよね。

多分、いわゆる医学的な点でそういうアプローチがあるのかなと。だから、この陳情が出された背景にそういうことがあるのかなとちょっと思ったのですが、例えば、この問題とそういう子どもの健康を守るという問題と、しかし同時に、まだ喫煙というのが趣味趣向の問題でやはり一定の喫煙所を設けて、健康には良くないかもしれないけれども、喫煙をするという方の権利を担保するというのも重要なことというふうには思っておりまして、我々もこれまで、これについてはちょっと同意できなかったのですが、そういう経過もあるのかなとちょっと思ったものですから、区の認識の状況をお聞きしたという経過があります。

もう一つは、いろいろな意見を聞くと、いわゆるたばこ産業からいろいろ協力を得るといっては良くないのではないかなというようなことも言っているのかなという気がするのですけれども、この辺に関しては、法律的に違法になるとか、何か寄附を受けることが良くないのだというような解釈というのは成り立つのか、成り立たないのか、陳情者がどんな主張をしているのかというのは、そちらの相対してどんな議論をしているのか、したことがある人がいればお聞かせ願いたいのですが。

区民課長 日本たばこ産業から寄附をいただいているわけではなくて、灰皿の設置とか、その灰皿にたまった吸い殻の掃除等をやっていただいているという状況でございます。

ですから、その他のことに関しての協議というのはありません。

針谷委員 一応、この種のいろいろなウェブサイトを見ると、そういう協力をたばこ産

「足立区施設の受動喫煙防止対策のための基本指針（ガイドライン）と矛盾している、
禁煙特定区域内の喫煙所の全廃を求める陳情」が審査されたときの、
足立区議会区民委員会の議事録

業から受けるのはいかなものかと、何か条例3条に反するとか、何かいろいろ言っている人たちがいたものですから、それについてどうなのかなということでお伺いをしたまでなのですが、それについての議論とか、そういうのはしたことは、陳情者とはないということですね。

区民課長 ございません。

委員長 他に質疑ございますか。

では、質疑なしと認めます。

次に、各会派からの意見をお願いいたします。

藤沼委員 不採択。

くぼた委員 私どもとしましても、この陳情者のご意見はわからぬわけではございませんけれども、ただ内容としてしっかり区の方、またここに至るまでの経緯、様々な機関との協力をして今の状況があるのだらうと思います。

また、今後また出てくる部分に関しても、しっかり区民の方との協力関係なくしてこういった形はとれないだらうとも考えておりますので、この件に関しましては私どもとしては不採択を主張したいと思います。

針谷委員 私ども、既に4回も出されているということで、新しい情勢の発展とかそういう認識があるのかなということで先ほどちょっとお伺いをしたのですが、その辺はまだないということもありますので、基本的には、先ほど言いましたように、子どもの健康を考えると喫煙をするのは良くないという認識では一致しますが、ただ大人の方が自分のモラルや自分の判断に基づいて、いわゆる違法でない場所で喫煙をするということについては、ある意味当然のことだらうと思いますし、これは認めるべきで、そこまで縛るということはよろしくないということですので、我々も不採択ということで結構です。

へんみ委員 不採択です。

委員長 採決いたします。

本件は不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ご異議ないと認め、不採択と決定いたしました。

以上